

平成 24 年度第 1 回市民福祉推進委員会 障がい作業委員会議事録（要約）

- 1 開催日時 平成 24 年 5 月 20 日（日） 午後 1 時 00 分～2 時 20 分
- 2 開催場所 市役所 特別会議室
- 3 出席者 （委 員）岩崎 晋也
須崎 武夫
米澤 薫
小野 翠
土岐 毅
徳武 孝
（事務局）小川 正美（福祉保健部福祉サービス支援室長兼生活支援課長）
高橋 治（福祉サービス支援室総合調整担当副主幹）
小原 正枝（福祉サービス支援室障がい者支援担当主査）
九鬼 統一郎（福祉サービス支援室障がい者支援担当）
佐藤 葉月（福祉サービス支援室総合調整担当）

4 欠席者 （委 員）三島瑞子

5 傍聴者

- 6 内容 会議次第
1 プロジェクトチームの構成ならびに進め方について
2 その他

7 会議の結果

委員長： 定刻となりましたので委員会を開催させていただきます。

本日の会議では計画に盛り込んでおりますプロジェクトチームのメンバーやその進め方について議論をしていきたいと思います。

資料の説明をお願いします。

事務局： それでは、資料 1 をご覧ください。それぞれのプロジェクト毎にメンバーの案をお示ししています。こちらは事前に事務局会議において検討をさせていただいたものです。基本的には、障がい作業委員会の委員、関係機関・関係者、当事者で構成をし、必要に応じてその分野の有識者にご参加をいただく構成としております。またそれぞれのプロジェクトには、福祉サービス支援室の職員が事務局として参加することを考えています。

委員長： プロジェクトの構成はこのあと議論するとして、まず次期障がい作業委員会の構成について意見をお伺いしたいと思います。事務局何か考えはありますか。

事務局： 現委員の皆様の任期は 6 月 30 日までとなっております。しかし次期委員会はプロジェクトの進行がメインテーマとなりますので、委員の皆様には、再任をお願いしたい

と考えております。また現行の委員会には、市民福祉推進委員以外のものは参加できない規定になっておりますので、プロジェクトのメンバーの参加も想定されることから委員会の構成の規程をしていきたいと考えております。

委員長： このような委員会には当事者の方に参画していただくことが大切だと思いますし、新たな制度においては当事者が参加する障がい者政策委員会も設置されることとなっています。ぜひ本委員会にも当事者の方に委員として加わっていただきたいと思います。いかがでしょうか。事務局、何か問題点はありますか。

事務局： 問題点はありませんが、当事者の委員をどのように募集するか。指名とするか、公募とするかなどについてご検討をお願いしたいと思います。

公募とした場合には、広報等の掲載や募集・選考等一定の期間が必要であり、7月1日の次期任期スタートには間に合わないと思います。

委員長： わかりました。それでは、当事者委員の人数、募集の方法についてご意見をお伺いしたいと思います。

委員： 当事者にご参加いただくのは賛成です。しかしあまり人数を多くしてしまうと開催の調整や十分な意見交換が難しくなりますのでそのあたりを考慮して考える必要があると思います。また指名よりはより開かれた委員会とする意味でも公募が望ましいと思います。

委員： 当事者に参加をいただくのは賛成です。しかし知的障がいの方などに十分内容を把握していただき、議論に参加していただくためには、支援者が必要であったり、聴覚障がいの方であれば、手話通訳の派遣が必要であったり、単に委員会に参加をしてもらうというだけではなく、内容を十分把握し、議論に参加出来る体制づくりも必要だと思います。

委員長： それでは障がい作業委員会には、3名程度の当事者の方とプロジェクトチームの長で委員会委員ではない方に新たに参加をしていただくことし、当事者の委員は公募により募集をすることとしたいと思います。それであれば、新たに加わるのは5名程度となり、十分に議論もできると思います。いかがでしょうか。

(委員了解)

委員： 委員会の構成について異議はありません。より委員会の議論をオープンにするということで、メーリングリストなどの方法を活用して常にご意見をいただけるような仕組みを検討することはできないでしょうか。それであれば十分とはいえませんが、この委員会の開催される時間に参加できない方の参加もある程度できるようになると思いますがいかがでしょうか。

委員長： 会議の公開を進めることは、地域福祉計画の中でも「ストリーミング中継の検討」というところで触れられていたと思います。いずれにしても、「情報提供のあり方」については今後検討することとしていますので、その中で検討をお願いしたいと思います。すべての方がインターネットの環境をお持ちでないところは注意しないといけない点ですが、例えばホームページに専用のコーナー等を設けて資料も含めて常に見られるようにしておくだけでもずいぶん違うと思います。

委員長： それでは次に各プロジェクトチームについて検討していきたいと思います。
順に進めていきたいと思います。「包括的な支援体制づくりに向けた検討プロジェクトチーム」についてご意見いただけますでしょうか。
こちらについては大人だけではなく、子どもの相談支援体制についても検討していく必要があると思います

委員： 子どもの相談については、障がいの有無に関らず、教育相談所に虐待等も含め多くの相談が寄せられています。教育相談所の方にご参加いただければ子どもも含めた検討ができると思います。

委員： 「精神障がい」が入っていないのは何か理由があるのですか。

事務局： 資料の例示に抜けているだけです。

委員： 障がいの相談員の方に参加をいただいてはどうでしょうか。

委員長： 3障がいすべての相談員が設置されていますか。

事務局： 知的と身体だけです。

委員長： 当事者の方については視覚や聴覚に障がいをお持ちの方にご参加をお願いしてはどうでしょうか。先ほど意見も出ましたが、情報保障についても検討をお願いします。
それでは案に加え、今出ました意見を加えて検討を進めていくということによろしいでしょうか。

(委員了解)

委員長： 次に「障がいのある人が住宅を借りて生活する上での支援に向けた検討のプロジェクトチーム」について検討したいと思います。

委員： まずは障がいのことについて事業者や市民の方に理解をしていただくことから始める必要があるのではないのでしょうか。また不動産事業者だけではなく、福祉のサービス事業者についても参加をいただいた方がいいと思います。

委員： 当事者が入っておりませんが、当事者がいないところでいくら議論しても意味がないと思います。当事者の視点、当事者の考えを踏まえて検討する必要があると思います。

事務局： 住宅支援については、「住まいサポート会議」を設置し、障がいの理解やニーズがあるという共通理解、情報共有をすることで始めるということがありましたのでまずはそれをメインとしたプロジェクトの構成としているところです。

委員長： 「住まいサポート会議」とこのプロジェクトは切り離して考える方がいいと思います。「住まいサポート会議」は多くの事業者に参加いただくことを目的としますが、プロジェクトの方は、ある程度障がいに対する理解があり、ご協力いただける事業者に参加をお願いし、いっしょに方策を検討するということになります。

委員： 市の施策として推進すると言う意味でも市の担当部署にも入ってもらいたいと思います。またこの問題に対する不動産事業の統一窓口的なものを作っていければいいと思います。

委員長： 宅建協会以外に関係団体はありますか。

委員： 「社会奉仕と国際親善」を目的とするロータリークラブという団体があります。そこには不動産事業者の方も参加しており、その人なら福祉施策についても理解が深い

のではないのでしょうか。

委員長： それでは宅建協会やロータリークラブ、商工会などにご推薦をしていただいた不動産事業者、当事者、福祉サービス事業者、市の担当部署に参加をしていただき検討を進めていただきたいと思います。

次に「災害時要援護者支援体制の整備に向けたプロジェクトチーム」の検討を行いたいと思います。

副委員長： 私の方から提案をさせていただきたいと思います。やはりこの分野については防災に関する幅広い知識と見識が必要であること、また福祉避難所の検討も切り離せない問題だと思いますのでそのことも含めて幅広い見地から検討する必要があると思いますので学識の方に参加をお願いしたいと考えております。また避難所運営協議会でも中心になっている、町会等の地縁組織又は地域組織の方にも参加をお願いしていきたいと考えております。

それから支援組織は地域でのささえあいが基本となると考えておりますので、「顔が見える関係づくり」小地域の福祉活動を進めている社会福祉協議会の統括担当者もメンバーに加えていきたいと考えております。

委員： 学齢期の子どもとの関係の方が参加しなくていいのかと思います。それから一時避難所に学校が指定されておりますので学校関係の方に参加をお願いした方がいいのではないかと思います。

事務局： 災害時要援護者支援体制の整備については、地域福祉計画の重要施策にも掲げられており、高齢者や子ども等を含めた全体の災害時要援護者支援のあり方の中で検討していくものと考えております。あえて障がい者計画でもプロジェクトとしてあげているのは、やはり障がいをお持ちの方については、その特性や状況にあわせた特別の配慮も必要となることからそのことに特化した検討を行うとしたところです。

委員長： 全体の災害時要援護者支援体制の整備を検討する組織との連携はできますか。

事務局： 事務局が同じですので、このプロジェクトで整理できたものを全体のあり方の検討に反映するかたちで取り入れていきたいと考えております。

委員長： それではこのプロジェクトでは障がい者に特化して検討を行うこととし、いただいた教育関係者や幼児や児童の関係については全体のあり方を検討する組織に参加をしていただくことにしたいと思います。

傍聴者： 当事者の中に、「知的」と「発達」が抜けていますが、どこに含まれているのでしょうか。

委員長： これは全部を挙げているのではなく、例示としてあげているのだと思います。これに限定するものではありません。

それでは次に「事業所との連携による就労支援のあり方に関する検討プロジェクトチーム」について検討を行いたいと思います。

副委員長： 就労支援につきましては、就労支援に関する幅広い知識とそのノウハウ実践経験のある方に入ってください、実現可能なものを検討していく必要があると思いますので学識経験者として NPO 法人障害者就業生活支援開発センター理事でいらっしゃる目白大学の松矢先生に参加をお願いしてはどうかと考えております。

委員長： そのような経験豊富な方に参加していただくことでより実践的な議論ができると思います。

委員： シルバー人材センターとの連携を図るという意味でその職員の方にご参加をお願いしてはどうでしょうか。

委員長： ここには作業委員会の委員が入っておりませんが、このプロジェクトには小野委員に参加をお願いしたいと思います。

次に「一貫した地域療育システムの構築に向けた検討プロジェクトチーム」について検討を行いたいと思います。

委員： 市川先生にご参加いただくことを提案したいと思います。

市川先生は、小児総合医療センターのセンター長を勤められ、厚生労働省関係の委員等も勤めるなど、地域療育、障がい者支援に関して広い見識をお持ちであるとともに、ご本人も当事者家族であり、障がい者支援を行っている社会福祉法人正夢の会の理事長も勤められております。

また現在、教育委員会で進めている特別教育の推進の中の特別教育推進地域協議会の座長も勤められています。そうした意味でも一番の課題である福祉と教育の連携という部分でも適任の方と思い提案させていただきました。

また可能であれば、地域療育システムから抜け落ちてしまっている子どもたちの支援を行っているフリースクールの関係者にも参加をお願いできればと思っています。

行政からは健康支援課の保健師の方にも参加をしていただきたいと思います。

傍聴者： 就労支援を行っている団体の方にも参加をしてもらった方がいいのではないのでしょうか。

委員： この一貫した地域療育というものをどこまでと捉えるのか、非常に難しい部分があります。年齢的に 18 歳までと区切った場合には、かなり整理できると思うのですが、発達支援後の社会参加という側面も非常に重要になってくると思います。

委員長： やはり発達支援後の社会参加という意味で、就労支援も非常に重要であり、一定の年齢で区切るのは難しいと思います。

それではその辺も含め、中川委員と市川先生でご検討をお願いします。

徳武委員には、「災害時要援護者支援体制の整備に向けたプロジェクトチーム」に参加をお願いします。

第 2 回目の委員会は 10 月とし、それまでにそれぞれのプロジェクトの準備をしていただき、少なくとも 1 回程度の会議を開いていただき、その報告をしていただきたいと思います。また事務局には、新規事業としているものが実施出来たのかどうか、その結果を報告していただきたいと思います。

アンケート調査の実施については、当事者の方と協議しながらアンケートの準備をしていくのが大切ですので早めに検討を進めていただきたいと思います。

各プロジェクトの開催等の情報については、各委員にもわかるようにしておいてください。またプロジェクト毎に年度末には、中間報告を提出していただきますのでよろしくお願いします。

傍聴者： ネット配信等が強調されていたように感じました。すべての方がネット環境を持っているわけではないので、文書による公開もお願いします。

委員長： 文書での公開も十分に行っていきたいと思います。

今回は、10 月 13 日（土）とします。

以上で本日の会議は終了します。